

# 利用者負担額徴収基準額表（幼稚園及び認定こども園の場合）

## ■公立の場合

（平成29年4月1日現在）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円 (0円)
第2	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	6,600円 (3,300円)
第4	前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯 市町村民税所得割課税額 5,000円以下	7,300円 (3,650円)
第5	市町村民税所得割課税額 10,000円以下	8,000円 (4,000円)
第6	市町村民税所得割課税額 10,001円以上	8,500円 (4,250円)

※徴収基準額（上段は全額の場合／下段の括弧書きは半額の場合）

## ■私立の場合

（平成29年4月1日現在）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円 (0円)
第2	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	1,400円 (700円)
第4	前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,400円 (4,200円)
第5	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	12,800円 (6,400円)
第6	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	18,000円 (9,000円)

※徴収基準額（上段は全額の場合／下段の括弧書きは半額の場合）

- 1 児童の年齢区分は、学年制（平成29年4月1日現在の区分）によります。
- 2 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。
- 3 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第2階層となる場合は、入所児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。
- 4 要保護世帯等で第3階層と認定された場合はの利用者負担額は無料になります。
- 5 上記には給食費等の実費徴収は含みません。